



これからの特許侵害訴訟手続の課題(1) 田中康久……6

●最近における特許侵害訴訟手続の改正を中心として

ビジネスモデル特許時代におけるサービス業の特許法務戦略(上) 鮫島正洋……20

独占禁止法違反行為についての私人による差止請求権(3・完) 村上政博……26

消費者契約法の位置づけ 平田健治……36

契約内容の実現(下) 永松巖静……44

個人債務者の民事再生手続に関する要綱案(担当者第一次試案)について 編集部……50

〔資料〕個人債務者の民事再生手続に関する要綱案(担当者第一次試案)……52

---

司法試験第一次試験の廃止を 中村勝美……35

〈連載〉

ジョージタウン便り⑧ 経歴詐称 橋本 剛……49

〔立法技術のはなし⑩〕法令の立案(その26) 山本庸幸……61

取引法判例研究(171) 医師の不作为と患者の死亡との間の因果関係存否の判断と  
患者の生存可能期間の認定 加藤新太郎……64

マキシマムロー・ミニマムロー ビジネスモデル特許への対応 吉田和彦……3

トピックス 法制審民法部会、中間法人(仮称)制度の創設に関する要綱中間試案をとりまとめる……4

NBL情報……68/惜字炉「粉飾」——法改正に期待するもの……70

# ビジネスモデル特許時代におけるサービス業の特許法務戦略(上)

鮫島正洋

弁護士(松尾綜合法律事務所)

## 一 住友銀行特許(特許第三〇二九四二一號)は脅威か

「住友銀、取引手法で特許」という見出しの記事が日本経済新聞の一面に踊ったのは平成一二年一月三十一日のことである。この記事は内外の金融機関、実務家に大きな影響を与えるものになった。「銀行」という業種と「特許」。

この一見、結びつきようもない組み合わせがなぜ実現したのか。それは、ビジネスの手法が特許として認められるようになったからである。このような特許は「ビジネスモデル特許」と呼ばれている。本稿はこの得体の知れない存在である「ビジネスモデル特許」を解説し、このような特許が認められるようになったいま、サービス業の特許法務のあり方について提言するものである。

### 1 住友銀行の取得した「特許」

特許の内容を公告した特許公報(官報の一種)が四月四日に発行され、その内容がはじめて公の知るところとなった(一)(二)。特許において権利の範囲を画定する部分は本文の冒頭に示されている「特許請求の範囲」という部分であり、これに該当するビジネスを

行なえば特許権の侵害になるというのが特許の大まかなルールである。そこで、住友特許の特許請求の範囲をみると、以下のようなことが記載されている。

「銀行システムにおける、支払人と関連づけられた複数の関連口座を用いて振込を行う振込処理システムであつて、前記複数の関連口座に振り込まれた資金を、取りまとめるための特定口座に入金処理を行う手段と、前記関連口座への振込情報を、支払人と関連付けられた関連口座の口座関連情報および/または前記関連口座を特定する番号を付加して、出力する出力手段と、出力された前記振込情

- 一・住友銀行特許(特許第三〇二九四二一號)は脅威か
- 二・ビジネスモデル特許とは何か (以上本号)
- 三・サービス業における特許法務のあり方
- 四・おわりに

報を前記特定口座の振込情報として格納する手段と、を備えることを特徴とする振込処理システム」。これだけを読んでこの特許の内容が理解できた方はおそらくないであろう。この特許は、つまるところ、現金振込における新しい方式を提案したものである。従来、送金者は受領者に振込先の口座番号を教えてもらい、銀行窓口やATMで振込をしていた。そのさい、ATMならば、相手方の口座番号のほかに送金者の氏名、金額を入力することになる。

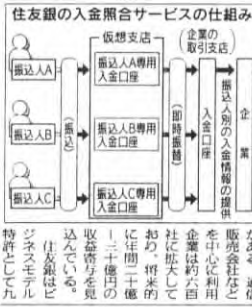
ところが、この特許の方式では、送金者はあらかじめ銀行から与えられた振込専用口座に入金す

# 住友銀、取引手法で「特許」

## ライセンス料請求も

### 国内の金融業初

#### 仮想支店使う決済サービス



特許権の対象になる「ネットを通じ、パソコンでは法人向け入金照合サービス」で自動的に照合できるのビジネス（パッケージ）の仕組み。住友銀が決済専用の仮想支店を作ったうえで、企業が入金請求する顧客ごとに、振り込み口座番号を与企业から事務コストの削減や費用削減が期待できる。住友銀は特許権の成立を待つ。

住友銀行は情報技術（IT）を活用した企業取引の分野で、国内の金融機関として初めて特許庁から「金融ビジネスモデル特許」を取得する。特許の対象は、企業が郵便の入金自動的に対応できる決済の仕組み。二月中に特許が成立する。金融ビジネス特許は米国で急拡大しており、日本に同様の動きが広がる見込みとなる。住友銀は同じ仕組みを使ってサービスを提供している他の銀行に対して、ライセンス料を支払いや業務の停止を請求する恐れ、横並び追従型の日本金融ビジネスのあり方にも「目を覚ましてきた」と金融ビジネスモデル特許は「特許」の（2）（3）（4）（5）

るだけで振込が完了する。つまり、取扱銀行は送金者Aに対して、振込専用口座（たとえば、二〇〇〇〇〇一）を通知する。この振込専用口座は支払人Aと受領者Xのペアに固有なものである。つまり、別の支払人Bが同じ受領者Xに振り込む場合や支払人Aが別の受領者Yに振り込む場合、二〇〇〇〇〇一という振込専用口座が与えられることはなく、別の振込専用口座（たとえば、二〇〇〇〇〇

二）が与えられる。支払人Aが通知された振込専用口座に所定の金額を入金すると、銀行のシステムが入金を受領者Xの口座（たとえば、一二三四五六七）に自動的に振り替えると同時に、送金者Aと送金額の明細情報を受領者Xに伝えるのである（次頁別図を参照のこと）。

このような振込方式のメリットは以下のように公開特許公報において説明されている。

て、「こうした金融機関のサービスが特許権保護にさらならぬ」ことを懸念し、ライセンス料の支払い請求などを検討している。特許は従来、特許の対象を特定の技術的発明などに絞っており、ITを用いた新サービスや効果的なマーケティング手法などは業務上、特許庁から認められる上でアイデアな特許の対象にできなかった。しかし、八八年に米最高

較て取り、ITを用いた新サービスや効果的なマーケティング手法などは業務上、特許庁から認められる上でアイデアな特許の対象にできなかった。しかし、八八年に米最高

日本経済新聞  
2000年1月31日付朝刊

① 支払人は振込のさいに、いちいち自分の名前等を入力する必要がない。

② 従来のシステムでは支払人が名前の入力の間違えたり、支払人に同姓同名がいる場合に、受領者が真の支払人を特定することは非常に大変であったが、この方式ではそのような問題は解消される。

③ 受領者は振り込まれた資金を一元的に管理できる。

この特許を私なりに分析すると、キーとなる発想は「支払人と受領者のペアに固有の振込専用口座」という概念を採用した点にある。従来、たとえば、振込カード等により二回目から支払人が手入力なく振り込める手法は存在していたのであるが、「支払人と受領者のペアに固有の振込専用口座」という発想はなかった。いわば、「コンボスの卵」的な発想である。

るが、斬新なことは疑いはない。

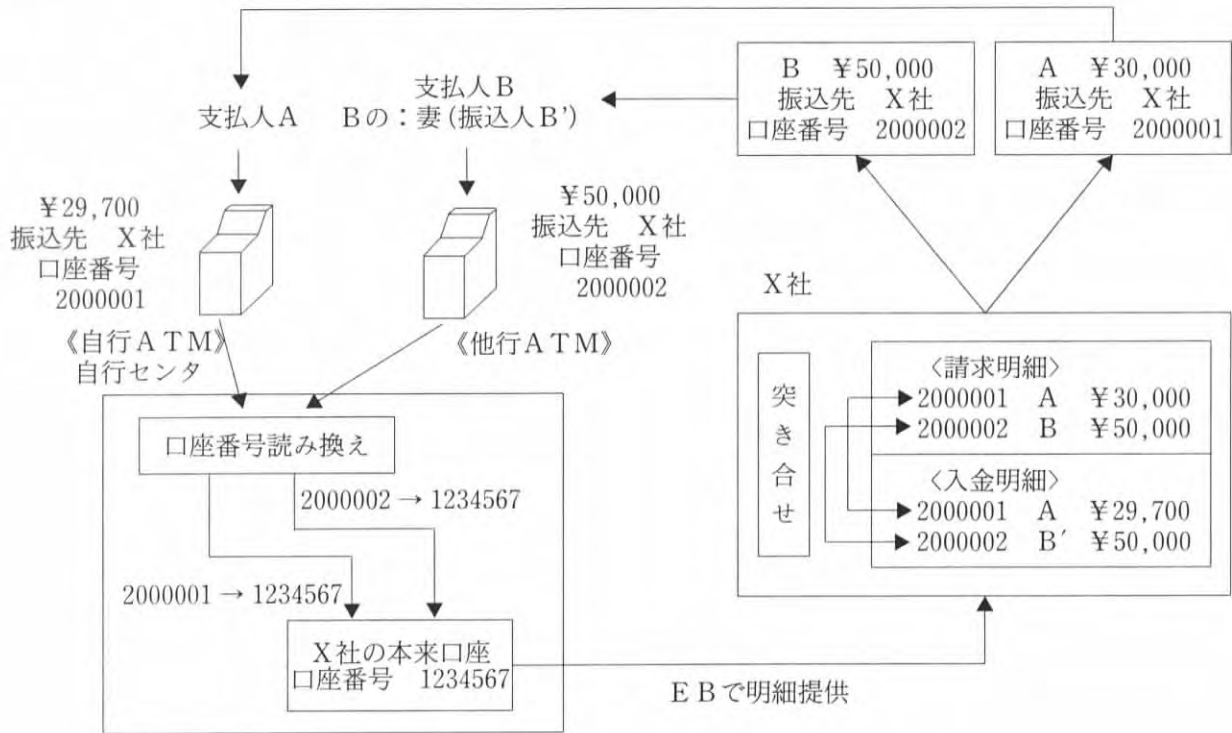
2 ビジネス手法に対する「特許」の影響

特許になじみのない読者の方々のなかには「そんなことが特許になるの」と感じる方もいらっしゃるであろう。もともと、特許といえば、一九五〇年代のトランジスタの発明や一九八〇年代の超伝導体の発明というように、科学研究所で白衣を着た科学者たちが生み出すものであるというイメージが強いからである。しかし、新しいミレニウムの現実は甘くない。サービス業の法務担当者や実務家は至急、この流れに対応する必要がある。

「ビジネスモデル特許」についての概要は後述するとして、ここでは、この特許によって同業他行がどのような影響を受けうるか、ということについて若干述べることにする。

特許権とは発明を支配する権利である（特許法六八条）。ビジネスモデル特許に置き換えれば、ビジネスモデル特許を取得した者はそ

別図



のビジネス手法を支配し、独占する権利を得るのである。これは、取得した特許の特許請求の範囲に規定されたサービスを行なう第三者を特許権者が法的手段によって排除できるということの意味する。

冒頭に引用した記事には同業他社動向について「同様な入金サービスは九九年春に三和銀行、同年秋に富士銀行、東京三菱銀行などが相次いで開始、他の金融機関も追隨する準備を進めている」と報告している。他方、これに対する住友銀行側の姿勢は以下のように紹介されている。「住友銀行は同じ仕組みを使ってサービスを提供している他の銀行に対して、ライセンス料の支払や業務の停止を請求する構え」。

つまり、住友銀行は新しい振込方法に関するビジネス手法である「特許」によって、他行の同様な振込サービスを停止させ（差止請求）またはそのサービスの使用に對して対価（ロイヤリティ）の支払を要求することなのである。従前、金融機関があるサービ

スを開発したときに、それがクライアントからみて利便性をもち、金融機関においてコストメリットがあるものであるかぎり、自然に他行に広がっていき、そのサービスを開発した金融機関がこれに對して文句を付ける法的根拠はなかった。しかし、「特許」という手段を媒介させることによって、住友銀行は他行に對して、「無断でサービスをやるな」という要求を特許権侵害訴訟という法的手段によって実現することが可能となる。

横暴なことだと思つた方もいるかもしれない。しかし、技術を扱ってきたメーカーの世界では、斬新な技術を開発した企業が特許を盾にして同業他社に對し同様の技術の使用を許さないといった出来事はあたり前のことであつたし、何十億円という単位の損害賠償請求訴訟や超一流の国際企業間の大規模な紛争も数多く生じてきた。サービス業界にもそのトレンドが押し寄せてきたとらえ、何ができるのか、何をすべきなのかという視点にたつた方が賢明で